

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 産業労働部 流通・通商課

法令名	卸売市場法			法令の番号	昭和46年法律第35号				
許認可等の種類	地方卸売市場の卸売業務の許可			根拠条項	第58条第1項				
審査基準	<p>1 申請者が、卸売市場法第59条に該当するときは、許可しない。</p> <p>2 申請が、佐賀県卸売市場条例（昭和46年佐賀県条例第37号）第4条各号の一に該当するときは、許可しない。</p> <p>3 その他、許可することが不相当と認められるときは、許可しないことができる。</p>								
受付機関	流通・通商課	処理機関	流通・通商課	交付機関	流通・通商課	標準処理期間	23日	目次 NO.	2
						標準経由期間	日		